

ダンロップゴルフスクール

TTOゴルフ校 会員規約

(規約)

第1条 [名称]

本会は、ダンロップゴルフスクール TTOゴルフ校（以下本会という）と称する。

本規約によって定める条項は、本会に適用される。

第2条 [目的]

本会は、会員が本会内の施設を利用して、ゴルフ技術の向上、健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的とする。

第3条 [所在地]

本会は、稲沢市西島東町102 TTOゴルフクラブ内 ダンロップゴルフスクール「TTOゴルフ校」を所在地とする。

第4条 [会員の期間]

- ① 本会は、別に定めたメニュー、コースへの申込みに応じた期間を会員とする。
- ② 会社が必要と認めたときは、新規にメニュー、コースの追加、または廃止することがある。

第5条 [会員資格]

本会の入会資格は以下の通りとする。

- ① 本規約および本会の細則を遵守する方（なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とする）
- ② 医師等により運動を禁じられておらず、本会の利用に支障が無いと自己責任において申告された方。
- ③ 妊娠中でない方。
- ④ 会社が適当と認めた方。

第6条 [入会手続き]

- ① 本会に入会を希望する場合は、本規約と別途定める細則を了承の上、所定の入会申込書・同意書に必要事項を記入するものとする。
- ② 入会審査承認後、入会金・受講料の納入を持って入会とします。
- ③ 会員は、会社が別に定める受講料金を会社所定の方法で支払うものとし、既納の入会金・授業料は如何なる理由を問わずこれを返還しない。

第7条 [休会、退会、継続]

- ① 会員は、休会を希望する場合は、決められた提出期限を厳守し休会の手続きをしなければならない。
- ② 会員は、退会を希望する場合は、決められた提出期限を厳守し退会の手続きをしなければならない。
- ③ 届けのない場合は、自動的に継続とする。
- ④ 著しくマナー、エチケットに欠ける会員（受講生）は、退会させることができる。

第8条 [会員資格の喪失]

会員は、次の各号に該当するとき、その資格を喪失する。

- ① 任意に退会する場合。
- ② 入会金、受講料他の債務を滞納し、会社からの請求に応じなかったとき。
- ③ 本規約を含む会社の定める諸規則に違反したり、本会の信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき。
- ④ 本会の運営秩序を乱したり、他の会員に迷惑となる行為を行ったとき。
- ⑤ その他、会員としてふさわしくない言動があったと会社が認めたとき。

第9条 [会員証]

- ① 本会は、入会金・受講料を納入した会員に対し、会員証を発行する。
- ② 会員は、会員証や、会員の権利を、第三者に譲渡、または貸与することはできない。
- ③ 会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本会で再発行の手続きをとらなければならない。
- ④ 会員は、会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければならない。

第10条 [レッスンの営業日・定休日および営業時間]

- ① 本会の営業日及び定休日・営業時間、レッスンの定員、時間割、予約方法は、別に定める。
- ② レッスン時の打席は会員本人以外使用できない。
- ③ やむを得ずレッスンを休講する事がある。(突発的な事故、天災)

第11条 [事故、傷害、盗難]

- ① 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、本会及び会社はその損害賠償の責は負わない。
- ② 本会内で発生した事故、盗難については、本会及び会社は、損害賠償責任を一切負わない。
- ③ 本会で会員本人又は第三者に生じた人的物的事故について、本会または会社に故意または過失がある場合を除き一切損害賠償の責を負わない。また会員は、本会及び会社に対して損害賠償の請求は行わないものとする。

第12条 [個人情報の取扱い]

本会は入会申込書に記載された個人情報について、本会員との連絡、ダンロップゴルフスクール、ダンロップ製品情報、イベントに関するご案内以外には利用しないものとする。

第13条 [本会の閉鎖]

- 1、会社は次の場合、本会を閉鎖し、全ての会員との契約を解約することができる。
 - ① 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となったとき。
 - ② 災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能になったとき。
 - ③ 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき。
- 2、会社は前項の事由により本会を閉鎖する場合には、災害等やむを得ない場合を除き、3ヶ月前までに予告するものとする。
- 3、本会閉鎖の場合、全ての会員は退会とする。その際、会社は補填しないことを会員は予め了承する。

第14条 [規約の改定]

この規約及び会社が定める諸規則並びに諸料金は、会社が必要と認めた場合は、改定することができる。その場合、改定した規約は、会員全てに及ぶものとする。

切り取り線

同意書

この度 _____ は、上記ダンロップゴルフスクール
TTOゴルフクラブ校の規約を遵守することを守り入会することに同意致します。

年 月 日

ご住所

お名前 _____

印

細 則

(主旨)

第1条

本細則は、ダンロップゴルフスクールTTOゴルフクラブ校、本会の運営に必要な事項を定める。

(入会手続き)

第2条

本会に入会する場合は、指定の入会申込書に必要事項を記入の上、手続きをしなければならない。

(入会金・受講料・テキスト代)

第3条

入会時に於ける入会金・受講料(2ヶ月分)の支払い方法は、現金のみの支払いとし、3ヶ月目以降の支払いについても現金のみの支払とする。

(レッスン体制・ボール代)

第4条

①本会レッスンはフリー制(1ヶ月何度でも受講できる、受け放題)とする。

②ボール代、打席料は、レッスンの都度、別途支払いとし(別紙料金表に定める)プリペイドカード支払いとする。

(レッスン予約手続き)

第5条

①本会レッスンは、日程表に定める時間割で予約制(電話予約可)とし、ワンクール(1コマ)90分、定員5名~10名とする。混雑する時間帯、予約なき場合は受講できない場合がある。

(講師の選択手続き)

第6条

①3名の講師、ティーチングプロより1名選択し、月中での変更はできないものとする。

②講師の変更は、次月更新からとする。

(休会手続き)

第7条

①会員は休会する場合は、休会する月の前月20日までに、本会のフロントにて所定用紙に記入の上、手続きをしなければならない。

②会員の休会の継続は最長**12ヶ月**とし、休会期間終了後は自動的に退会扱いとするものとする。**また、最後のスクール受講日より12ヶ月以内にスクール受講が1度も無い場合も同様とする。**

③会員は、電話による休会手続はできないものとする。

(退会手続き)

第8条

①会員は退会する場合は、退会する月の前月20日までに、本会のフロントにて所定用紙に記入の上、手続きをしなければならない。**また、最後のスクール受講日より12ヶ月以内にスクール受講が1度も無い場合も自動的に退会扱いとする。**

②会員は、電話による退会手続は出来ないものとする。

③会員は、退会手続時には会員証を返還するものとする。

(改正)

第9条

本会は必要に応じて細則の改正・変更をすることができ、その効力は全ての会員等に及ぶものとする。